



「横浜に泊まって思い出を作ろう！」 横浜市内での宿泊を伴う教育旅行を助成

令和3年度「教育旅行宿泊誘致促進事業助成金」募集を開始します！

公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューローでは、横浜市内の宿泊施設に1泊以上宿泊し、市内有料観光施設等を1施設以上利用する教育旅行を取り扱う旅行会社を対象に、令和3年度「教育旅行宿泊誘致促進助成金」の交付受付を令和3年4月1日（木）より開始します。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、修学旅行の中止や延期、方面変更が相次ぐなか、横浜市内の宿泊施設や観光施設は大きな打撃を受けました。この助成金により、市内宿泊施設や観光施設等への来訪を促進するとともに、児童・生徒の皆さんの横浜での楽しい思い出づくりを応援します。

◆「令和3年度教育旅行宿泊誘致助成金」制度概要

1 助成対象

令和3年度内に小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校が学校行事として行う、宿泊を伴う教育旅行（修学旅行・校外学習）

※助成金交付先は【旅行会社】となります。

2 条件

つぎのいずれもの条件を満たしている教育旅行

- ① 市内の宿泊施設に1泊以上宿泊し、市内有料観光施設等を1施設以上利用すること
- ② 参加児童・生徒数が30名以上であること
（※特別支援学校については人数条件の設定はなし）
- ③ 上記の規定にかかわらず、同一若しくは一部が重複する事業計画で、他の地方自治体または団体等から補助金、助成金、その他資金援助を受けていないこと。
※旅行実施の10日前までの申請が必要です。

3 助成金額

予算の範囲内において、児童・生徒一人あたり1,000円とし、これに児童・生徒の数を乗じたものとし、ただし、一催行につき、横浜市内の宿泊施設に1泊した場合は10万円、2泊以上連泊した場合は20万円を上限とします。

【例】パターン① 生徒50人が横浜市内宿泊施設に1泊した場合：50人×1,000円＝5万円を助成します。

パターン② 生徒120人が横浜市内宿泊施設に1泊した場合：150人×1,000円⇒15万円となりますが、上限があるため、10万円を助成します。

4 募集期間

令和3年4月1日（木）から令和4年3月1日（火）まで

制度の詳細や申請様式については下記URLをご参照ください。

<https://business.yokohamajapan.com/education/subsidy/>



令和3年度

教育旅行宿泊誘致促進

事業助成金

公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューローでは、学校行事として行われる教育旅行に助成することにより、**横浜市内の宿泊施設および観光施設等への来訪を促進**するとともに、児童・生徒のみなさんの**横浜での思い出作り**を応援します！！

横浜なら、多彩な教育旅行が 実現できます！

- 抜群のアクセス
- 多彩な体験型プログラム
- 班別自主行動に最適！

助成概要

児童・生徒一人あたり



1,000円

一催行あたり 最大**20万円**！

※横浜市内での宿泊が1泊の場合は10万円、2泊以上の場合は20万円を助成上限とします。

(例) 生徒50人×1泊の場合：50人×1,000円＝5万円助成

生徒150人×1泊の場合：150人×1,000円＝15万円となるが、上限を超えるため、10万円助成となります。

生徒100人×2泊の場合：100人×1,000円×2泊＝20万円助成

募集期間

令和3年4月1日（木）～令和4年3月1日（火）

お問い合わせ先

公益財団法人

横浜観光コンベンション・ビューロー

教育旅行担当 ☎ 045-221-2111

mail kokunai@ycvb.or.jp

制度の詳細は下記 URL よりご確認ください

<https://business.yokohamajapan.com/education/subsidy>

旅行会社の皆様へ!!



対象 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校

※助成金の交付先は**旅行会社**となります。

条件

- 令和3年度中に学校行事として行われる教育旅行であること。
- 参加児童・生徒数が30名以上であること。
(特別支援学校については人数条件の設定なし)
- 市内の宿泊施設に1泊以上宿泊し、市内有料観光施設等を1施設以上利用すること

【注意事項】

この助成金は【旅行会社】に対し、支払われるものです。他の助成金と併用される場合はお問合せ下さい。

申請は旅行実施の**10日前**までです。

